

令和 7 年

飯盛霊園組合議会 7 月定例会会議録

開 会 令和 7 年 7 月 22 日

閉 会 同 日

飯盛霊園組合

飯盛霊園組合議会定例会（7月）会議録

○ 令和7年7月22日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1 番 議員	由 井 龍一郎	2 番 議員	山 口 真由美
3 番 議員	武 田 賢 一	4 番 議員	江 端 将 哲
5 番 議員 副 議 長	吉 田 涼 子	6 番 議員	坂 本 勇 基
7 番 議員	片 平 恭 子	8 番 議員	池 田 治 子
9 番 議員	寺 西 敬 子	10 番 議員	みずおち康一郎
11 番 議員	中 村 晴 樹	12 番 議員 議 長	北 村 哲 夫

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 錢谷 翔

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長	瀬野 憲一	副管理者 門真市長	宮本 一孝
副管理者 大東市長	逢坂 伸子	副管理者 四條畷市副市長	藤岡 靖幸
事務局長	大塚 幸秀	次長	砂原 弘佳
次長兼施設課長	清水 鉄也	次長	奥林 学
総務課長	中川 誉士	管理課長	森井 規仁

○ 事務局出席者次のとおり

総務課参事兼課長補佐	梅本 光	総務課課長補佐	植村 静香
施設課課長補佐	香川 英則		

○ 議事日程次のとおり

日程第 1		仮議席の指定
日程第 2		会期について
日程第 3	選第 1 号	議長の選挙
日程第 4		議席の指定
日程第 5	選第 2 号	副議長の選挙
日程第 6	議案第 8 号	飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 7	議案第 9 号	飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 8	選任同意第 2 号	監査委員の選任について

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課課長補佐	植村 静香
---------	-------

○大塚幸秀事務局長 それでは、開会に先立ちまして事務局より御報告申し上げます。

本定例会は、各市議会において飯盛霊園組合議会議員の選挙が行われてから初めての議会でございます。

議員の選挙により、本組合の議会議長及び副議長が欠員となっておりますので、議長が選ばれるまでの間は、地方自治法第107条の規定に基づき、出席議員の中で年長の議員に臨時議長をお願いすることとなっております。つきましては、本日の年長議員は江端議員でございますので御紹介を申し上げますとともに江端議員におかれましては議長席への着席をお願いいたします。

○江端将哲臨時議長 ただいま御紹介を受けました江端でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。

なお、私が行います職務は、新議長を選挙するまでの極めて短時間の職務でありますので、この際、御挨拶は省略させていただきたいと思っております。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和7年7月定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○銭谷翔管理者 議長。

○江端将哲臨時議長 管理者。

○銭谷翔管理者 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度、議員各位には、門真市、大東市、四條畷市議会における役員改選によりまして、本組合議会議員をお願いすることとなりました。

本組合における墓地行政等の適正な運営のため、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会では、議会の構成をはじめ、条例、選任同意に関し御審議をお願いすることといたしております。

よろしく御可決、御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○江端将哲臨時議長 それではこれより本日の会議を開きます。時に午前10時2分

本日は全員の御出席であります。定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。武田賢一議員、吉田涼子議員をお願い申し上げます。

これより議事に入ります。直ちに日程に入ります。

本日、臨時議長において行います議事日程は、日程第1、仮議席の指定から日程第3、選第1号、議長の選挙までの計3件を付議すべきこととなっております。

それでは、まず、日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、臨時議長において指定いたします。現在の席をもちまして仮議席とし、ただいま配布させております仮議席表をもちまして、その発表にかえさせていただきます。

次に移ります。

日程第2、会期についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日１日と決定いたしました。

次に移ります。日程第３、選第１号、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によることにいたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

それでは、私から御指名申し上げます。

議長には北村哲夫議員を御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの被指名人をもって当選人と決定することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議長には北村哲夫議員が当選人と決しました。

それでは、これより御挨拶を受けることといたします。

○北村哲夫議長 議長。

○江端将哲臨時議長 北村議員。

○北村哲夫議長 議長就任に当たりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の御推挙をいただきまして、この、組合議会の議長に就任させていただくこととなりました。

皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら、本組合議会の円滑な議会運営をしたいと思っておりますので、皆様方の御支援、また、御協力のほどよろしくお願いを申し上げまして簡単ではございますが私の就任の御挨拶とさせていただきます。

１年間、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○江端将哲臨時議長 議長の挨拶は終わりました。

それでは、私の職務はこれにて終了いたしましたので新議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

○北村哲夫議長 それでは、引き続き議事を行います。

日程第４、議席の指定を行います。

各議員の席は、現在、御着席の番号をもって指定し、ただいま配布させております議席表をもちましてこの発表にかえさせていただきます。

次の日程に入る前に御報告申し上げます。

監査委員から本年３月から６月までに行われました例月出納検査の結果について、書類報告がなされております。報告文書につきましては、各議員の机上に配布させております。

以上で報告を終わります。

引き続き日程に入ります。

日程第５、選第２号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、議長において指名いたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 御異議なしと認めます。

それでは、私から指名申し上げます。

副議長には吉田涼子議員を御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの被指名人をもって当選人と決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。

よって、副議長には吉田涼子議員が当選人と決しました。

それでは、これより御挨拶を受けることといたします。

○吉田涼子副議長 議長。

○北村哲夫議長 吉田議員。

○吉田涼子副議長 副議長の就任に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の御推挙によりまして、本組合議会の副議長に就任させていただくこととなりました。

組合の発展のため、誠心誠意、努力をしてまいる所存でございます。

皆様方におかれましては、今後とも、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが副議長就任の御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○北村哲夫議長 副議長の挨拶が終わりました。引き続き議事を行います。

次に移ります。

日程第6、議案第8号、飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の5ページをご覧ください。

議案第8号、飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告を踏まえ、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、国家公務員において実施される仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、本組合においても本年10月1日から適用すべく所要の改正を行おうとするものです。

それでは、条項の移動による規定整備を除き、改正内容を御説明いたしますので6ページから9ページまでを御参照ください。

第12条は新たに加えるもので、妊娠、出産等についての申出をした職員や3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供や、その請求等に係る意向確認などの措置を講じなければならないことを定めるものでございます。

次に第13条では、先ほどの第12条を加えたことに伴い、用語の整理を行うものです。

次に、附則について御説明申し上げます。

第1項では、この条例の施行期日を令和7年10月1日とするものです。

ただし、附則第2項の規定については公布の日から施行しようとするものです。

第2項では、経過措置として、この条例の施行日前においても仕事と育児の両立支援制度等の請求等に係る職員の意向確認などの措置を講ずることができることを定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第8号、飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これにより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第7、議案第9号、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、11 ページをご覧ください。

議案第9号、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告を踏まえ、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、国家公務員に準じて地方公務員の部分休業制度が拡充されることに伴い所要の改正を行おうとするものです。

それでは、改正内容を御説明いたしますので12 ページから17 ページまでを御参照ください。

第1条におきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い規定の整理を行うものです。

次に、第9条におきましては、勤務日ごとの勤務時間に関する取得要件を廃止するものです。

次に、第10条におきましては、部分休業の承認について正規の勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止し、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業の形態を第1号部分休業と整理するものです。

また、介護時間等の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認に関しては、第2項として整理いたします。

次に、第10条の2から第10条の5までは新たに加えるもので、第10条の2は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により新たな取得パターンとして措置された、1年につき人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内の部分休業を、第2号部分休業として設けるものです。また、取得については1時間を単位として行うものいたします。

第10条の3は、部分休業の請求を申し出ることができる1年の期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までとするものです。

第10条の4は、1年につき請求できる第2号部分休業の上限時間を、常勤職員は10日分の勤務時間数に相当する77時間30分とし、非常勤職員は1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものです。

第10条の5は、部分休業の請求パターンの申出内容を変更できる特別の事情について定めるものでございます。

次に、第11条及び第12条においては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い規定の整理を行うものです。

次に、附則について御説明申し上げます。

第1項では、この条例の施行期日を令和7年10月1日とするものです。

第2項では、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の上限時間に関する経過措置について定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これにより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第8、選任同意第2号、監査委員の選任についてを議題といたします。

この際申し上げます。

地方自治法第117条の規定により山口議員の退場を願うことといたします。

（山口真由美議員 退場）

○北村哲夫議長 議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○銭谷翔管理者 議長。

○北村哲夫議長 管理者。

○**銭谷翔管理者** 選任同意第2号につきまして御説明申し上げます。

監査委員の選任についてでございますが、議会の議員の皆様の中から委員をお願いするものでございます。

つきましては、山口真由美議員を適任と認め選任いたしたく存じますので、よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○**北村哲夫議長** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**北村哲夫議長** 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**北村哲夫議長** 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより選任同意第2号を採決いたします。本件はこれに同意することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**北村哲夫議長** 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決しました。

それでは、山口議員の入場をお願いいたします。

(山口真由美議員入場)

○**北村哲夫議長** この際、山口議員に申し上げます。

本件につきましては、ただいま審議の結果、同意することに決しました。

これより一般質問に入ります。

通告に従い、片平議員からこれを受けることといたします。

○**片平恭子議員** 議長。

○**北村哲夫議長** 7番 片平議員。

○**片平恭子議員** 門真市議会議員の片平恭子です。通告に従いまして質問させていただきます。

飯盛斎場の入場制限につきまして、いくつか質問させていただきたいので、よろしくお願いいたします。

現在、全国各地の火葬場、斎場においては新型コロナウイルス感染症の分類が第5類となったことを受けて、御遺族や関係者が適切な形で故人とのお別れができる体制が整えられてきております。

ところが飯盛斎場におかれましては、実はコロナ禍以前から入場は20名程度という制限が設けられており、それが現在に至るまで変更されていないという現状があります。この規制により親族全員が立ち会うことができなかつたり、故人に最後のお別れを伝えることができなかつたという声が多く寄せられており、市民の中には心にわだかまりを抱えたまま式を終えた方もいらっしゃいます。

葬送の場において家族や親しい人々が故人と対面し、別れを告げるという行為は、単なる儀礼ではなく心の整理を付けるためにも欠かせない人間的、精神的に非常に重要な営みであると考えます。にもかかわらず、そうした大切な場面に行政による入場制限が介在し、結果として多くの市民が納得できない形でのお別れを強いられている現状について、私は問題意識を持っております。そのことを踏まえまして、質問に移らせていただきます。

まず飯盛斎場における20名程度という入場制限は、いつから、どのような理由で設けられたものなのか、その背景について明確にお教えください。

またコロナ禍においては、一時的な制限として理解されていた方も多い中で感染症の分類が第5類に移行した今も制限が続いている理由について、どのような根拠や判断で維持されているのか、改めて説明をお願いいたします。

さらに他の自治体の火葬場との比較において、飯盛斎場が特に厳しい制限を設けている要因があるのであれば、それは何なのか御説明をお願いします。

また、遺族や関係者が故人との最後のお別れをする機会が制限されることで、精神的な負担が大きくなることについて、どのようにお考えでしょうか。

また、制限が遺族の葬送の自由や宗教儀礼の遂行に影響を与えることについて認識はありますでしょうか。利用者からは親族が多く集まる家族葬でも全員が入場できない、最後のお別れが制限されて心が残ったといった声をいくつか寄せられております。入場制限によって影響を受けた声について飯盛斎場としてどの程度把握されているのかお教えてください。

苦情や要望、相談の件数などの実績があればお教えてください。

制限を守るために斎場の外で待機を強いられる方々への配慮はされておられるのでしょうか。感染症対策への観点から制限を継続されている場合、その対策の効果や見直しの時期について検討されておりますでしょうか。今後の可能性についてもお教えてください。

今後、この入場制限を見直す可能性があるのかどうかについてですが、例えば一定の条件下であれば20名を超える人数の入場も可能とするような柔軟な運用への見直しや遺族側への協力、人数の事前把握、時間差入場などを前提とした制度緩和など今後の運用改善に向けた検討状況をお聞かせください。

また見直しに行うに当たっての課題や懸念されている点があれば、それもお教えてください。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 まず、入場制限の根拠と継続理由についてお答え申し上げます。

飯盛斎場における入場制限は、施設の構造と収容能力を踏まえて、現斎場の供用開始である平成5年から1葬家当たり20名程度として運用をしております。

コロナ禍においては、感染症拡大防止の観点からこれを20名以下と厳格化しましたが、感染症法上の位置付けが5類に移行した際には再び20名程度に戻しております。

20名程度の根拠といたしましては、現施設の告別室及び収骨室がそれぞれ20名程度を想定した広さであり、また、有料の和室2室を含む待合棟全体でも最大150名程度の収容となっていることによります。大阪府内でもトップクラスの火葬炉の稼働率である当斎場においては、最大で8葬家の遺族が同時に滞在されることもあり、過去には椅子が足りず、立ってお待ちいただく事態が実際に発生することがございました。

こうした状況を踏まえ、1葬家20名程度といった制限をお願いしているものでございます。

次に、他自治体との比較についてお答え申し上げます。

近隣の自治体に対して、聞き取り調査を行いました。まず、枚方市においては、車両数の制限はあるものの、人数の制限は設けていないため、一部で運用上の支障が生じていると伺っております。

次に、大阪市においても、人数の制限を設けていないため、枚方市と同様に支障が生じていると聞き及んでおります。

また、奈良市においては、一部の御葬家が大人数で来場された場合に、他の御葬家の方が着席できないなどの御迷惑をおかけする事態が生じていることから、待合室の収容人数を上限とする制限を今年度中に導入する方向で検討されているようです。

最後に寝屋川市では、火葬の受付が1件ずつ順番に行われており、大きな混乱が生じにくい現状から制限までは設けていないということでもございました。

なお、各自治体における制限に関しましては、それぞれの施設の構造や収容能力等の様々な要因

を踏まえて、御判断されるものと認識しております。

次に、市民からの声の把握状況についてお答え申し上げます。

市民の方から直接的に御要望を受けたことはございませんが、葬儀事業者からは20名を超える会葬者への対応について問合せをいただくことがございます。ただし、近年では家族葬が主流となっており、その頻度は減ってきているものと認識しております。また、お問合せをいただいた際には、施設の収容人数との兼ね合いから、最大でも24名までには収めていただくようお願いしております。

なお、制限を超えて来場された場合に関しましては、現在のところ、葬儀事業者への事後的なお願いにとどめておりますが、適正人数にて来場された御葬家との公平性の確保が課題と認識しております。

次に、斎場の外で待機される方々への対応についてお答え申し上げます。

1 葬家20名程度での御来場をお願いしておりますが、仮にそれを超える方々が来場された場合でも、職員から屋外で待機を要請するような対応は行っておりません。火葬までの待ち時間につきましては、基本的に待合棟でお待ちいただくか、一時外出していただくかをお選びいただけるように対応しているところでございます。

次に、制度見直しや柔軟な運用の可能性についてお答え申し上げます。

まず、現在の入場制限は、先ほどの答弁のとおり、感染症対策の観点ではなく施設の構造と収容能力を踏まえての制限となっております。今後につきましては、現在、入札を進めております飯盛斎場再整備運営事業において、予算や事業用地からの施設的な制約等が伴いますが、他の御葬家への影響も踏まえつつ、新斎場の運営については総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○片平恭子議員 議長。

○北村哲夫議長 片平議員。

○片平恭子議員 再質問させていただきます。例えば、ある1葬家の遺族が5名だったとして、同時刻に他の1葬家が30名だったりすると、このような場合全体の滞在人数が基準内であれば、柔軟に調整する余地はありますでしょうか。お教えてください。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 飯盛斎場における斎場予約は、特別なケースを除き、前日の午後4時まで可能としていることから、当日の予約状況は直前まで確定しないため事前の調整が困難でございます。

また、入場人数は直前まで変動することも想定されることから、他の御葬家を含めた正確な入場人数を把握することは難しいと考えております。これらのことから、議員お示しの柔軟な対応を取ることは難しい状況でございます。

○片平恭子議員 議長。

○北村哲夫議長 片平議員。

○片平恭子議員 飯盛斎場における入場制限は、コロナ禍以前から長く続く長年の運用であると理解しておりますが、現在の変化や社会の状況に照らして果たして今もなお妥当なものとお考えでしょうか。また制度としての合理性があったとしても、それによって傷ついている市民がいるという事実をもう少し重く受け止めていただきたいと思います。人の最後に何を大切にするかという視点を持ち、市民の声に耳を傾け、限られた施設条件の中ではございますが、できる限り柔軟な御対応と人道的配慮がなされますように御検討いただきまして私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○北村哲夫議長 御答弁はいいですか。

○片平恭子議員 結構でございます。

○北村哲夫議長 それでは、片平議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本年度の行政視察につきましては、視察先、日程等の調整がつき次第、霊園事業、火葬場事業、又は公園事業の管理運営状況調査のため議員を派遣いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。

よって、行政視察は、調整のうえ議員を派遣することと決しました。

以上で本定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し管理者から御挨拶を受けることといたします。

○銭谷翔管理者 議長。

○北村哲夫議長 管理者。

○銭谷翔管理者 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、新しく正副議長が御就任をされ新たな議会構成が定まりましたことを心よりお喜び申し上げます。

また、提出いたしました事件について御審議をお願いいたしましたところ、いずれも御決定を賜り厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○北村哲夫議長 続きまして閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始、慎重なる審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第でございます。

最後に、皆様におかれましては、一層の御自愛と御健勝を祈念いたしまして、誠に簡単ではございますが閉会の御挨拶といたします。

それでは、本定例会はこれをもって閉会いたします。

どうも御苦勞様でございました。時に午前10時36分